

社会福祉法人長島福祉会

役員・評議員及び第三者委員・評議員選任・解任委員の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長島福祉会の役員・評議員及び第三者委員・評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(理事等の出席)

第3条 役員・評議員及び第三者委員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会に出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長に命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(第三者委員の報酬)

第7条 第三者委員が苦情解決に向けての調整、助言などの業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の報酬)

第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会の業務にあたった場合は、別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第9条 役員・評議員及び第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規則の規定を準用し、旅費を支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(摘要除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員・評議員は、この規程を摘要しない。

(改 正)

第11条 本規程を改正する必要が生じた場合には評議員会、理事会の議決を経なければならぬ。

附則

この規程は、平成8年4月1日より適用する。

(平成8年3月19日理事会議決)

この規程は、平成25年9月1日より適用する。

(平成25年9月4日理事会議決)

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

(平成28年3月25日理事会議決)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

(平成29年1月19日理事会議決)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

(平成29年5月30日理事会議決)

別表1

費用弁償の額	
理事會	1日につき 3,000円
評議員會	1日につき 3,000円
監事(理事会、評議員会出席)	1日につき 3,000円
監 事(監事監査)	1日につき 5,000円
評議員選任・解任委員會	1日につき 3,000円
第三者委員會	1日につき 3,000円
理事長の命により出席した會議	旅費規則により支給する。
旅 費(実費相当額)	法人事務所より 1km～5km 200円 5km～10km 300円

